

会 議 録

会議名称	平成26年度 第4回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成26年10月28日(火) 午後6時10分～午後8時20分
開催場所	佐倉市役所1号館 6階大会議室
出席者等	委 員：田中委員、網仲委員、早坂委員、松田委員、山村委員、 石田委員、長島委員、平岡委員、日暮委員、中臺委員、 徳永委員、堀委員、兵頭委員、田代委員、奥山委員、 小野寺委員、 事 務 局：山辺健康こども部長 子育て支援課 立田課長、宮本副主幹、須藤副主幹、 田中主査、泉主査補、照井主査補、 滋野主査、辻口主査補、小川主査補、小高主事
会議議題	(1) (仮称) 佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・第5章 基本施策の展開 ・第3章 計画の基本的な考え方 (2) 利用者負担について (3) その他
会議経過	別紙、平成26年度 第4回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【1 健康こども部長あいさつ】

【2 議事】

●議題1 (仮称) 佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

- ・第5章 基本施策の展開
- ・第3章 計画の基本的な考え方

●議題2 利用者負担について

●議題3 その他

【議題1 (仮称) 佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について】

(事務局)

説明に入る前に、前回話した今後の進め方だが、本日の委員会で事業計画(素案)について答申をいただく予定としていたが、第3章・第5章について、より十分に審議していただくため、本日は事業計画(素案)と利用者負担についての最終的な審議をしていただきたい。次回第5回委員会で両方の答申をいただきたいと考えている。

(事務局) 資料1を使用し説明。

(仮称) 佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について、はじめに「第5章 基本施策の展開」について説明する。

資料のうしろの方にあるA3の折りたたみである表をご覧ください。資料の見方は、左側の「子ども・子育て支援事業計画」は前回事務局案として提案させていただいた内容だ。中ほど左側が、第3回委員会において委員からの意見等を記載している。中ほど右側が、委員からの意見に対して、事務局の見解を記載している。本日、時間の関係で全ての項目について説明することはできないが、変更が生じた項目を中心に説明する。

基本目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供について、「質の高い教育・保育」という表現が、ある種偏った教育などを想像させるた

め、「安全で」、や「豊かな育ち」といった表現の方がよいのではないかという意見があった。この点に関しては、質の高い教育・保育という表現は国の支援法等にもこのようにうたっており、必ずしも偏った教育等をさすものではないため、このままの表現とする。施策2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進について。① 認定こども園の整備について、認定こども園になることで、基準が緩くなり、教育・保育の質が低下するのではないかという意見があった。また、高い基準を設けることで質の低下を防いでほしいという意見があった。認定こども園の基準が緩いということではなく、今後認定こども園の整備に関してはしていかなければならないと考えることから、質の確保については高い基準で行うこととする。

基本目標2 地域における子育て支援について。施策3 子育て情報と相談・交流の場づくりの② 地域子育て支援事業の実施とあるが、これは、すでに実施されている事業であることから、内容の充実を求めるという意見があった。事業名を② 地域子育て支援拠点事業の拡充と変更することとする。また、⑤ 育児サークルへの支援では、育児サークルだけでなく、子ども・子育てに関わる団体の支援も入れるべきだという意見があった。事業名を「⑤ 育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援」と変更した。施策4 保護者の経済的負担に対する軽減については、事務局からの提案では、事業が2つあり、① 児童手当、医療費等の助成、② 幼稚園就園奨励事業の実施だったが、どちらも手当等なので、事業として分ける必要がないため、① 各種手当等の助成として一つにまとめた。

基本目標3 すこやかに生まれ育つ環境づくりについて。施策3 安心できる医療の整備・充実についてだが、前回の委員会の資料にこの2つの事業の記載漏れがあった。

基本目標6 で「次代の親づくり」という施策があったが、事業の趣旨から基本目標3の方がよいという意見があり、事業を基本目標3に移動し、施策名についても、「親づくり」という表現から施策4 未来のママ・パパを育む取り組みとし、事業は① 子どもを産み・育てる教育の推進、② ふれあい体験の推進とした。

基本目標6 子どもの最善の利益を支える仕組みづくりについて。子どもの権利条例の制定を事業に入れるべきだという意見があったが、現在、佐倉市の状況としては、子どもの権利条約についての理解も難しい中、条例化することが、子どもたちの最善の利益にすぐにつながるものではなく、まずは子どもたちに子どものもつ権利について広く啓発することが必要であるという考えから、権利条例の制定については、事業としないこととした。また、事業計画策定にあたって、この委員会や専門部会においても、常にあった意見としては、子どもの最

善の利益を守ること、教育・保育の提供は、量の確保とともに質の確保についても高い基準で行うこと、があった。

（委員長）

ただいま説明のあった第5章基本施策の展開について、質問、意見があるか。あるかたは挙手をおねがいしたい。

（委員）

子どもの権利条例の制定については、事業としないと説明があったが、子どもの権利の啓発とは、どのような事業を想定しているか。また、条例をつくることで、権利条例を広めていくことができると考えている。条例の形だけを作るのではなく、子どもたちが主人公になって条約づくりをすることが、条例を広めていく大きな力になる。それが全てではないと思っている。

（事務局）

子どもの権利についての啓発としては、広報紙やホームページ、パンフレット等を用いた啓発を想定している。小中学校で人権週間等を実施されている人権教育においても啓発する機会があると考えている。あくまでも事務局案であって、詳細の事業については、今後の庁内の検討委員会であつめていきたい。

（委員）

子どもの権利があるということを知らせることも重要だが、子どもがそれを行使する機会を作る必要がある。現状の中で、授業等で教えられても実際の生活の中でそれを行使することができるか、実感することができるか。休息の権利や遊びの権利や意見表明権などについて、子どもが持っていることを実感できることが必要だ。子どもの社会参加の促進と合わせて、子どもが行使する機会をきちんと作っていくことが必要だ。もう一步踏み込んだ事業をしてもらいたい。

（事務局）

事務局としても、子どもは体験の中で学んでいくもので、本を読んだりして学んでいくことは少ないと思う。ただし、子どもの権利条約については、関わっている方々にとってはメジャーな条約だが、関わって来なかった方々にとっては、内容もよく分からないものだと考えている。そのような状況の中、まずは知ることが必要だと考えている。

（委員）

子どもだけでなく、大人も体験をとおして学んでいくものだ。

（委員）

私も委員の意見に賛成だ。最善の利益を支える仕組みづくりなので、仕組みづくりとしては、条例制定が必要だと思う。立ち返ることができるものが必要だ。条例を制定するプロセスの中で、子どもも大人も学んでいく。子どもの参加、子どもの意見表明をどうやって受け止めてやっていくのか、私たちはまだまだ不十分だと思う。自分たちも子どもたちも学び、条例制定していく中で、その途中経過を情報提供していくことで、また、市民の人たちの意見を出してもらう中でともに育っていくと考えている。子どもが参加して条例をつくるというプロセスが必要だ。

（委員）

施策の中に、子どもの権利についての啓発を入れただけ評価できる。ただ、子どもの施策そのものが子どもの権利条約と照らし合わせてどうなのか、ということを考えることが、子どもの権利条約のあるべき姿なので、どこかに、たとえば基本方針やリード文の中に子どもの権利条約の理念を踏まえ、という文言を入れることでこれからの可能性につながっていくのではないかと考える。

（委員）

子どもが安心して遊べる環境づくりについて。今年の8月15日号の広報紙に掲載されていたが、私の家の近くの公園で放射線の線量が高く、除染をおこなったという報告があった。私は線量計を持っているので、公園の砂場からすぐの植え込みをはかったら基準値以上だった。市の担当者が公園に来て、地上50センチで測ったら、はじめは、基準値以下になり除染ができないと言われた。砂場の基準は、地上5センチのところだが、それ以外は地上50センチ、公園の四隅と砂場だけ。子どもは砂場に限らず、どこでも座りこんだりする。子どもたちが安心して遊ぶことができない。できるだけ厳しい基準でやっていただきたい。まだまだ続くことなので、事業にいられてほしい。もう一点、子どもの安全ということで、志津霊園が開通するので信号がついたが、通学路には付かないという。子どもの安全のために信号はつけてほしい。

（事務局）

放射能測定と信号機については、計画に盛り込むということではなく、関係各課に連絡するということでよいか。

（委員）

放射能は３０年経過してやっと半減する。これから先長い取り組みが必要なので計画に盛り込んでもいいのではないかと思います。

（事務局）

今後、放射能については長く関わっていかねばならないものだと思う。計画については、庁内検討委員会の方で担当に伝えていく。

（委員）

認定子ども園は４種類あるが、この計画に書かれているのは、幼保連携型を整備していくと考えてよいか。

（事務局）

幼保連携型だけにこだわらず、幼児期の教育・保育の一体的な提供ということで整備を進めていきたい。

（委員）

より質の高いものでお願いしたい。幼保連携型では企業参入できないが、他の類型では企業参入できるのではないか。

（事務局）

幼保連携型については、社会福祉法人、学校法人に限られる。それ以外については、企業の参入も考えられるが慎重に検討していきたい。

（委員）

障害児の支援の充実で、関係機関の連携と障害のある子の教育・保育の充実は、当事者のみへの支援だが、ともに生きるという観点から考えると、三番目の事業として、障害に対する理解の促進が必要ではないか。

（事務局）

ともに生きるために必要な理解を求めるような啓発を含めた事業については、次世代育成支援行動計画にあった事業である。今回、他の個別計画に記載があるものは整理したのでその際に削除となった。

（委員）

連携についてだが、虐待やひとり親のところで連携が事業にはいっていないようだがいかがか。位置づけておくことが必要だと考える。

（事務局）

児童虐待については、児童虐待の防止の事業において、ネットワークに関する事業が入ってくる予定である。ひとり親についての連携事業については、次世代育成支援行動計画においても民生委員、児童委員等との連携以外に特に事業としてはなかった。今回の計画では地域における子育て支援において、民生委員、児童委員等の連携に関する事業があるので、この事業に含まれる予定だ。

（委員）

子どもの生きる力を育む取り組みにいじめ対策が入っていることに違和感を覚えるのだからいかか。まずはいじめにあう子どもを守る事業があって、その後に生きる力を育む取り組みがあるのではないか。

（委員）

いじめの問題は大人や教師が勝手に解決できるものではなく、子ども自身が解決していくことをサポートすることによって、それが生きる力になると思う。いじめ問題を子どもたちが自分たちで解決していけるような施策を打ち出す期待をしている。

（委員）

障害児の取り組みについて、障害児の「害」という字を使用してはいけなと考えている。慈しみをもって育てることから、害虫の害を使ってほしくない。ひらがなを使用してほしい。

（委員）

障害児に対する事業について、ともに育つ取り組みを入れてほしい。

（委員）

発達障害の子どもがだんだん大きくなっていくにつれ、同級生から理解されなくなっていくことがある。いろいろな障害に対する理解の促進を事業として入れていただきたい。障害に対する理解の促進と共生への取り組みなど。

（委員）

障害児の表現についてだが、今は医療現場においても「障害」という言葉は使わなくなっている。

（事務局）

障害児への支援の充実の中で、追加事業として、障害の理解の促進とともに育つ取り組みでいかがか。「障害」という言葉についてだが、担当部署と協議して整理したいと思う。

（委員）

いじめに対して子ども自身が解決していく力が必要ということだったが、子ども自身が発信していく力、相談する力も必要だと思う。学校にはスクールカウンセラーがいるが、学校に対しては抵抗があるということも聞いたことがある。子どもが相談しやすい場所で相談できるということが必要だ。子どもが相談する場所を充実させていくことと、子ども自身に情報提供していくことが重要だと思う。相談する力というのは将来にも活かされる。

（事務局）

さきほど、子どもの行ける力を育む取り組みといじめ対策に言葉のギャップがあるのではないかという意見があったが、いじめ対策については、解決する力の育みということでこのままでいきたい。子ども自身が相談する力の育みという項目を付け加えたいと思うがいかがか。

（委員）

子ども自身が相談する力を育む取り組みも大切だが、スクールカウンセラーが毎日来ない学校もある。身近な場所で相談を聞いてもらえる場所があるということが必要だ。次代の親づくりは基本目標6から基本目標3に変わったが、子どもを産み・育てる教育の推進という言葉がひっかかる。

（委員長）

子どもを産み・育てるという教育は私も抵抗がある。産まない選択もある。ジェンダーの問題もあり、そういうところから尊重していくべきである。

（事務局）

子どもを産み・育てる教育の推進は、事業名を変更する。

（委員長）

事業計画全体への意見の部分で文言の問題だが、子どもの最善の利

益を守るとあるが、子どもの最善の利益は、何を持ってして最善かがわからない中で、守ることが難しい。また、守るという表現によって現状を維持するというイメージを持たれかねない懸念がある。子どもの最善の利益は常に最大限考慮していくものではないか。ベストを模索していくという言葉の方がよいのではないかと思った。

（事務局）

事務局の方で、最善の利益を守ると表現してしまったが、守るというと既存のものを守るという表現になるので、提案のあった子どもの利益を最大限考慮するという表現に変更したい。

（委員）

子どもの権利条約第3条に、児童の最善の利益が主として考慮されるものとするところがある。最大限に考慮されるというのは、原文にも合致しておりよいと思う。いじめの問題だが、確かにいじめ対策は子ども自身の自立や自ら肯定的に生きることによって、いじめられなくなるという方程式がある。これまで、いじめによって自ら命を落としている子どもたちを見てきたが、子どもたちの変化を察知する情報があるにも関わらず、それが察知されないまま見過ごしされて、結果として自ら命をたっているという状況が多い。子どもの変化、情報を察知する体制を整えなければならない。基本目標3の中で、妊婦に対する支援があると思うが、命の大切な問題として、18歳未満の子どもが子どもを産むという現実がある。妊娠してしまった子どもたちを親も子どもどうサポートしていくか、数は少ないと思うが数の問題としてではなく、命の問題としてどうしていくべきか考えている。

（委員）

産み・育てる教育ということではなく、命の大切さについて考えることが必要だと思う。

（委員）

ひとり親家庭の支援だが、入学祝金の支給については、経済的負担の軽減に入るのではないか。

（事務局）

第5章の部分で、修正や付け加えをする部分を確認したい。個別具体的なご意見に関しては、庁内検討委員会において報告し、関係部署と調整、協議していきたい。この計画の事業として記載するか、また、他の個別計画に記載されているものなのかなどを検討していく。

産み・育てる教育の推進については、命の大切さを学ぶ取り組み等に事業名を修正したい。障害児への支援の充実については、事業を一つ追加し、障害に対する理解の促進とともに育つ取り組みを加えたい。障害という言葉の使用については、担当部署と協議する。子どもの生きる力を育む取り組みにおいて、子ども自身が相談する力を育む取り組みを加えたい。事業計画全体への意見については、子どもの最善の利益を守るとなっているが、子どもの最善の利益を最大限考慮するに変更する。

（委員長）

第3章 計画の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）資料2を使用し説明。

第3章計画の基本的な考え方について説明する。前回の委員会において、7つほど事務局より提案したが、時間の関係で、審議できなかったため、本日は、事務局案として1つ提案している。

計画の基本理念については、専門部会において、さまざまな意見があったが、事務局としては、誰が聞いても分かりやすいものであることが必要だと考える。そこで、「みんなで育ち・育てあおう！ えがお いっぱい 佐倉っ子」を提案する。「みんなで育ち」には、子どもが育っていくことが最も重要だが、子育てに関わることで、親も、まわりの大人も育っていくという気持ちを表すものだ。「育てあおう！」には、この3者が協力して連携して互いに支え合いながら育ちあっていくということを表現している。

「えがお いっぱい 佐倉っ子」は、子どもの幸せを表現している。また、基本方針については、（1）子どもが幸せなまち、（2）子育てを楽しめるまち、（3）子育てを支え、ともに成長するまち、を提案する。

（委員長）

ただいま説明のあった第3章計画の基本的な考え方について、ご意見、ご質問があるか。あるかたは挙手をお願いしたい。

（委員）

基本方針の地域に関して、すべての人がつながり、支え合いというのが、理想としてはいいが、現実とかけ離れているのではないか。地域に関しては、子育て支援していることを前提としたような表現だと思うが、まずは、参加することからではないかと思う。地域の人々が

子育て支援の活動に参加し、つながりというのが現実的ではないか。子育てを終えた方々が、地域や公園で子どもたちが遊んでいる声がうるさいと感じてしまうということも社会で取りざたされている。基本理念もみんなで育ち・育てあおうもよいと思うが、みんなで参加し、という表現の方がよいのではないか。親も参加する、地域も参加する。基本方針のリード文に子どもの権利条約を踏まえという文言を入れてはいかがか。基本方針1の自分を大切にし、という能動的な表現よりは、自分が大切な存在だと気づき、という表現がよいと思う。これも子どもの権利条例などを作る過程で気づくものだと思う。教えられるのではなく、実感していかないと自分が大切な存在だと気づくのは難しいのではないか。

（委員）

基本理念の育てあおうという表現がしっくりこない。参加する、つながる、見守る、という表現のほうがよい。

（委員）

育てあおうという言葉は、大人どうしや地域が育てあうことだと思った。基本方針2で親に限定しているが、基本方針3では子育てに関わるという意味では弱い感じがある。子どもを産まないという選択した人や、子どもを育て終えたかたも子育てに関わっているということ、みんなで子どもを育てているんだというイメージをつかみにくい。基本方針2で親に限定しないか、基本方針3でもっと子育てにみんなで参加すると踏み込んだ方がよいと思う。

（委員）

基本理念で、人権という言葉を入れてほしい。また、子どもたちの笑顔は平和がないとうまれてこない。平和と人権を守りという文言をおいてほしい。

（委員）

理念は標語やスローガンとは違う。提案は覚えやすいが、子どもの権利条約は子どもが理解できるものではないが、子どもをどう守るか、子どもの命をどう支えるかということ。支え手は大人である。理念を作るには格調が高いものでなければならない。迷ったときに理念に振り返ることができるような内容が盛り込まれなければならない。根本的に、事務局で提案したものではなく、中身がしっかり入っているものがよい。

（委員）

この計画の元になっているのは、子ども・子育て支援法である。確かに参加という言葉を使った方が、なじみはいいが、私としては育つという言葉を使った方がよいと思う。この計画は、そもそも子育て家庭を対象としたものである。国の子ども・子育て会議においても、妊娠から出産を経て、子育てまで切れ目ない支援をするということが目標にされている。そもそも対象が乳幼児期の子どもを育てているという前提があるので、あえて限定してもよいのではないかと思う。

（事務局）

育つという表現を使った方がよい、参加という言葉を使った方がよい、育てあおうという表現に抵抗がある、基本理念はスローガンではなく、きちんと格調高いものでなければならない、といった意見を踏まえ、事務局において再度検討したい。次回の委員会において再度提案したい。基本方針2については、子ども・子育て支援法において、保護者の第一義的責任の元に社会で子育てを支えていくという、そもそもの考え方があるので、親に限定した表現とした。

（委員）

私はスローガンではなく理念がよいと思う。基本方針2で親に限定しているというのは納得ができた。子どもの権利条約に関して、人権や平和といった言葉を用いることに賛成だ。

（委員長）

産み・育てるという表現が気になる。産まなくても育てる人がいる。表現を考えてほしい。

（事務局）

産みがなくても通じるので、産みを削除し、育てるということに変更したい。

（委員長）

次回の委員会において、再度事務局で検討した内容を提案してほしい。つづいて、議題3利用者負担について、事務局から説明をお願いしたい。

【議題2 利用者負担について】

前回会議において配付した資料3を用いて説明。

（委員）

延長保育料は 30 分月額 500 円か。

（事務局）

月額 500 円だ。

（委員）

保育短時間認定のかたが今までより延長保育を利用するのではないかと思ったのでたずねた。

（事務局）

認定については、送迎を含め 8 時間以内の利用のかたに保育短時間認定を案内する。

（委員）

この先どのような形で保育料を決定していくか。

（事務局）

佐倉市の保育料は条例で定めている。議会に上程することになるが、まだ、内閣府令等で正式に利用者負担について示されていないため、12 月議会に上程することはできないと考えている。

（委員）

1 号認定の保育料だが、知る限り、他の市町村とだいたい同じくらいだと思う。佐倉市として、予算的に大変な部分もあると思うが、支援をもう少ししていただきたい。

（委員）

各幼稚園が新制度にのるかのらないかはどこでわかるか。

（事務局）

私立幼稚園は市内に 10 園ある。まだ、各私立幼稚園に新制度に移行するかどうかにについての正式な意思表示をもらっていないため、この場でお答えすることはできない。各幼稚園では来年度の入園案内をしていると思うので、個別に園に聞いていただくとよい。

（委員）

新制度では二人目が半額になっているが、就園奨励費は二人目がいっても額がかわらないとおもうがいかがか。

（事務局）

就園奨励費についても、第二子、第三子という区分がある。実際の負担はぴったり同じではないが、現在の制度で保育料を支払い、就園奨励費が支給された状態でその平均額を新制度の保育料として算定しているので、ほとんど変わらないと考えている。

（委員）

保育園に子どもを入園させている若い夫婦の収入はそんなに多くないのが現状である。若い夫婦が安心して子どもを産み、育てられるように、所得が低い階層の保育料について、できるだけ引き下げる形で検討してほしい。

（委員長）

他に意見はあるか。ないようなので、（３）その他について事務局から説明をお願いしたい。

【議題３ その他】

（事務局）

今後の委員会の予定だが、次回第５回委員会は、１１月１３日（木）の１８時より、こちらの部屋で予定している。

次回の委員会では、諮問第１号「（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」、諮問第２号「支給認定に係る利用者負担について」、本日の審議結果を踏まえた形で、答申をいただきたい。答申は、本日の審議内容を反映した形として整理し、次回第５回委員会において決定、提出をいただきたい。その後の予定だが、年度末に委員会を開催し、決定した事業計画についての報告する予定である。また、新制度について委員の意見をいただきたい案件が発生した場合については、改めて審議していただくことを考えている。

（委員長）

それでは、これをもって本日の会議は終了する。これで議長の任を解かせていただく。

（事務局）

これをもって、平成２６年度第４回子育て支援推進委員会を終了させて頂く。

閉会

以上